

建設関連業務委託（設計、測量等）契約書約款

| 改正前   | 改正後  |
|---|--|
| <p>第1条 [略]</p> <p>第2条～第28条 [略]<br/>（不可抗力による損害）</p> <p>第29条 成果物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたもの）<u>にあつては、当該基準を超えるものに限る。</u>）で委託者と受託者のいずれの責めに帰すことができないもの（以下<u>本条</u>において「不可抗力」という。）により、試験等に供される業務の出来形部分（以下本条及び第49条において「業務の出来形部分」という。）、仮設物又は作業現場に搬入した調査機械器具に損害が生じたときは、受託者は、その事実の発生後直ちにその状況を委託者に通知しなければならない。</p> <p>2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下<u>本条</u>において同じ。）の状況を確認し、その結果を受託者に通知しなければならない。</p> <p>3～6 [略]</p> <p>第30条～第42条 [略]<br/>（委託者の催告によらない解除権）</p> | <p>第1条 [略]<br/><u>（個人情報の保護）</u></p> <p>第1条の2 受託者は、この契約による事務の処理又は事業の遂行をするための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。</p> <p><u>（注） 個人情報を取扱う委託契約の場合は「個人情報の取扱いについて（通知）（令和5年3月24日付総務第12023号）」別記「個人情報取扱特記事項」を契約書に添付するものとし、個人情報を扱わない場合には、この条を削除する。</u></p> <p>第2条～第28条 [略]<br/>（不可抗力による損害）</p> <p>第29条 成果物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたもの）<u>にあつては、当該基準を超えるものに限る。</u>）で委託者と受託者のいずれの責めに帰すことができないもの（以下<u>この条</u>において「不可抗力」という。）により、試験等に供される業務の出来形部分（以下本条及び第49条において「業務の出来形部分」という。）、仮設物又は作業現場に搬入した調査機械器具に損害が生じたときは、受託者は、その事実の発生後直ちにその状況を委託者に通知しなければならない。</p> <p>2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下<u>この条</u>において同じ。）の状況を確認し、その結果を受託者に通知しなければならない。</p> <p>3～6 [略]</p> <p>第30条～第42条 [略]<br/>（委託者の催告によらない解除権）</p> |

第43条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)～(8) [略]

(9) 受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者\_\_\_\_\_を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者\_\_\_\_\_をいう。以下この号において同じ。）が\_\_\_\_\_暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ～キ [略]

第43条の2～第57条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

第43条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)～(8) [略]

(9) 受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ～キ [略]

第43条の2～第57条 [略]